

2019年7月吉日

お客様各位

株式会社 ニラコ  
代表取締役 望月 京子

## 安全保障貿易管理に関するご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
弊社が御提供する商品の輸出あるいは日本国内において非居住者を含む第三者に譲渡する場合、弊社カタログにおいて既に掲載致しておりますが、下記の事項を遵守することを重ねてお願い申し上げます。

敬具

### 記

- 1 貴社が商品を輸出する場合には、日本国の関係法令及び適用の外国法令の定める所に従い、輸出許可に取得等必要な手続きを行って下さい。  
貴社が商品を日本国内の第三者に提供する場合は、経済産業省(日本国)が「外国ユーザーリスト」に公開している企業、組織及び軍事懸念、疑義のある企業、組織、に向けての迂回輸出、再輸出等、不正な輸出にならない様に、当該第三者に対し「商品を輸出等する場合は日本国の関係法令及び適用の外国法令に従い輸出許可の取得等必要な手続きを行う必要がある」旨を文書で通知し、必要に応じて法令に違反して不正輸出を行う顧客でないことの確認等、不正輸出防止策を実施して下さい。
- 2 貴社はいかなる場合にも、弊社より商品の購入申し入れをした時においてその告知の有無に関わらず商品を大量破壊兵器（生物・化学・核兵器、ミサイル等を含む）又はその他の如何なる兵器の開発・製造等に使用しない旨を弊社に確約したものとみなします。又、貴社はいかなる場合にも商品を第三者に提供する際、この確認を遵守することを当該第三者に要求して下さい。
- 3 貴社は米国再輸出規制を遵守し、その為に必要な当該規制に基づく該非判定を実施して下さい。
- 4 上記のお取引について疑義が生じた場合、貴社に対し調査報告書の提出を求めるものと致します。その際にはご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

以上